

## 送り一札を読む 解説

### 1 林家文書について

#### (1) 林家

- ・林家の出身については未詳であるが、神拝式并御免許願いの際の当家由緒によれば、「先祖民部（信興）義、信濃国小県郡林郷」（現上田市林之郷カ）より、文亀年間（1501～1503）赤尾村へ移住、村方開発をおこない、代々里正となったとある（No7670）。また、天保2年（1831）の『林本家記録帳』に収録された林家系図（CH林家1）にも、「古伝曰、信濃国より当村ニ移住」したとあり、その時「産神諏訪上・下御石持来たり」と記され、現在もその石が大切に保存されている。
- ・林家は3代信正（図書）以来、代々赤尾村下分の名主を勤め、11代幸蔵（佐伝治）の代、文化元年（1804）に名主として功を賞され、苗字も差免され、また退役時には酒代貳百疋も差遣されている（No3135・3136）。また、12代信豊（半三郎）も「度々出水之所、村方極難之者共へ食物差遣、加之水難ニ付其身江被下候御手当金橋入用除遣候旨、奇特之事」として苗字御免を受けている（No3137）。赤尾村は、越辺川通りに位置することから、度々洪水に見舞われ、名主として代々治水に努力していたことがうかがえる。13代信海（半三郎）も治水、殖産にその業績をあげ、安政元年（1854）に頭取名主格に仰付けられている（No2487）。

#### (2) 赤尾村について

- ・赤尾村（現坂戸市赤尾）の歴史は古く、慶長2年（1597）の検地帳が現存するうえ、既に鎌倉時代から開発が進められていたと考えられる。当村は、もと幕府直轄領であったが、旗本大久保氏と川越藩との相給となり、後に全村川越藩領へと推移した。その中で、林家は代々赤尾村下分の名主を勤めていた。

### 2 送り一札等について

#### (1) 送り一札

- ・江戸時代、縁組や引っ越しなどで住居を移動する場合に、当人の続柄、移動理由などを記し、切支丹でないことを証明した送籍状で、移動先の名主へ送った文書。本史料は、入間郡石井村（現坂戸市石井）のものが赤尾村の仙太郎の家に嫁いだことによる人の移動を記した文書である。

#### (2) 落着一札

- ・移動先の名主から元の村の名主に対し、手続きが完了したことを通知した文書。

#### (3) 人別改帳

- ・人別改帳は、江戸時代の中期に宗門人別改で宗門改帳と人別改帳が統合された民衆調査のための台帳。江戸時代の人口調査票であり、現在で言う戸籍原簿や租税台帳にあたるもので、宗旨人別改帳とも呼ばれる。村人の戸籍は「人別改帳」や「宗門人別改帳」により寺の檀家として把握されていた。婚姻や養子縁組などで村を出る場合には、実家の旦那寺から抜け、縁組み先の檀家として登録される際に送り一札という文書が作成され届けられた。手続きが完了すると元の村に落着一札が送られる。名主は領主の支配機構の末端に連なる村役人で、名主にとって人の移動に関する正確な把握と人別帳への記載は重要な職務のひとつ。